

審 査 基 準

平成22年4月1日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第6条第1項
処 分 の 概 要：保管場所標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め： 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手続）、第5条（保管場所標章の交付の手続）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間： 第4条第1項の政令で定める書面を交付したとき又は同項ただし書の政令で定める通知を行ったときについては、7日間（ただし、行政庁の休日は含まない。） 第5条の規程による届出を受理したときは1日とする（ただし、行政庁の休日は含まない。）。
申 請 先：保管場所の位置を管轄する警察署の交通課又は交通第二課
問 い 合 わ せ 先：長野県警察本部交通部交通規制課規制係（電話026-233-0110）
備 考：